

【滋賀県】介護保険サービス事業所業務改善支援事業

事業概要(経緯・目的・内容)

- 近い将来、高齢化社会のピークを迎え、介護ニーズの急増と多様化に対応する必要がある一方、人口減少社会の到来で生産年齢の介護人材の確保が困難になる。そのため、職場環境の改善、業務内容と役割分担の明確化、介護ロボットやICTの活用等による職員の負担軽減等の生産性向上に資する取組を介護事業所自らが主体となって実施する必要性が高まっている。
- 一方で、介護事業所からは「何から始めたら良いのか分からない」「介護現場に精通したコンサルタント(相談相手)がいない」等の声があり、そういった介護事業所の取組を支援するために、県事業(基金事業)として滋賀県介護老人保健施設協会に委託する形で事業化。
- 県内7施設を支援施設として選定し、業務改善にかかる助言を行う支援員が伴走支援を行う。具体的な支援内容としては、業務改善支援会議の開催や施設訪問・オンラインミーティングによる支援等、介護事業所の課題や取組の進捗状況に応じて対応する。

事業スキーム

介護保険サービス事業所業務改善支援事業

(滋賀県介護老人保健施設協会)

- ・業務改善支援会議および支援員会議の開催
- ・介護施設等における業務分析および改善支援
- ・マニュアル(指示書)作成支援
- ・成果報告会の開催 等

支援員
(介護福祉士、理学療法士、
作業療法士 等)

支援

県内7施設
(特別養護老人ホーム、
グループホーム等)

スケジュール

令和4年4~5月	令和4年6月~令和5年2月	令和5年3月
支援施設募集	業務改善支援 業務改善支援会議(4回)、支援員会議(4回) ※適宜、訪問・オンラインにて支援。	成果報告会

事業実績・成果

- 令和3年度の事業実績については、支援施設7箇所、成果報告会1回開催(参加者50名程度)等。
- 令和4年度は、新たに選定した県内7施設の業務改善にかかる取組を支援中。